

入札説明書

- ① 雑がみ等売払い（雑がみ規格外品 8 月分）
- ② 雑がみ等売払い（主要古紙 8 月分）

P. 1 ~ P. 5	本	文
P. 6 ~ P. 12	札幌市雑がみ等売払い要綱 及び様式	
P. 13 ~ P. 18	入札書等様式及び記載例	
P. 19 ~ P. 22	契約書（案）	

札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課

令和 4 年 6 月 2 3 日

令和4年札幌市告示第2515号に基づく入札等については、札幌市契約規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和4年6月23日（木）

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環事業部循環型社会推進課

電話番号 (011) 211-2928

ファクス番号 (011) 218-5108

3 入札に付する事項

(1) 売払い案件名

ア 雑がみ等売払い（雑がみ規格外品8月分）

イ 雑がみ等売払い（主要古紙8月分）

(2) 売払い品の仕様等

仕様書による。

入札説明書・仕様書等の交付場所は、上記2の契約担当部局とする。

(3) 引渡し期間

令和4年8月1日（月）から令和4年8月31日（水）まで。

(4) 引渡し場所

中沼雑がみ選別センター（札幌市東区中沼町45-19）

(5) 入札方法

上記3(1)の件名ごとに、単価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から3年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として

使用する者についても、同様とする。)

ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「再生資源」に登録されている者であること。ただし、事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、その組合員の参加は認めないこととする。

(3) 札幌市雑がみ等売払い要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する売払い条件を満たしていること。なお、この入札に参加しようとするものは、事前に要綱第4条の規定に基づき、資源物売払い条件確認申請を行う必要がある。（詳細は「5 提出書類」のとおり）

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 提出書類

上記4(3)にあるとおり、この入札に参加しようとするものは、要綱第3条に規定する売払い条件を満たしていることを証明するため、事前に、要綱第4条の規定に基づき、雑がみ等売払い条件確認申請を行う必要がある。

入札に参加しようとするものは、入札説明書6～8ページの「札幌市雑がみ等売払い要綱」を熟読の上、「雑がみ等売払い条件確認申請書（入札説明書9ページ）」に、入札説明書10ページに記載されている書類を添付し、上記2の契約担当部局へ持参するか送付すること。提出期日については令和4年7月14日（木）までとする。

6 入札説明書に対する質問と回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式4：入札説明書16ページのとおり）により、提出すること。

ア 提出期間

令和4年7月1日（金）から令和4年7月11日（月）まで。

イ 提出場所

上記2に同じ。

ウ 提出方法

書面は持参か、送付又はファックスにより提出すること。

(2) 回答について

原則として令和4年7月13日（水）までに本市公式ホームページに掲載する。

なお、本件入札に直接関連する質問のみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 現地説明会

中沼雑がみ選別センター（札幌市東区中沼町45-19）

ア 希望者に対しては令和4年7月8日（金）に現地にて説明を行う。説明会への参加を希望する者は7月6日（水）までに上記2の契約担当部局にファクスで申し込むこと（様式等は問いません）。

イ 現地説明会の事前の参加希望がない場合は、現地説明会は中止いたします。

(3) 入札書の受領期限

令和4年7月19日（火）16時（送付による場合は必着）

(4) 開札の日時及び場所

① 雑がみ規格外品：令和4年7月20日（水）14時00分

② 主要古紙：令和4年7月20日（水）14時05分

どちらも札幌市役所12階環境局会議室。

(5) 入札書の提出方法

入札書は、様式1（入札説明書13、14ページのとおり）にて作成し、持参又は送付により提出すること。

ア 持参により提出する場合

入札書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年7月20日14時00分開札〔雑がみ等売払い（雑がみ規格外品8月分）〕の入札書在中」または「令和4年7月20日14時05分開札〔雑がみ等売払い（主要古紙8月分）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合

二重封筒とし、外封に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年7月20日14時00分開札〔雑がみ等売払い（雑がみ規格外品8月分）〕の入札書在中」または「令和4年7月20日14時05分開札〔雑がみ等売払い（主要古紙8月分）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状（様式 2：入札説明書 15 ページのとおり）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本売払いに係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（様式 2：入札説明書 15 ページのとおり）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する

ことがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 契約書（案）

入札説明書 19～22 ページのとおり。